

## □不利益処分の処分基準

|                  |                  |   |
|------------------|------------------|---|
| 部 課 室 等 名        | 上下水道局 中央浄化センター   |   |
| 許 認 可 等 名        | 行政財産の目的外使用許可の取消し |   |
| 根 拠 法 令          | 地方自治法            |   |
| 根 拠 条 項          | 第238条の4第9項       |   |
| 連 絡 先            | (電話 621-5319)    |   |
| 処<br>分<br>基<br>準 | 基 準              | 行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。 |
|                  | 参 考 事 項          |   |
|                  | 設 定 等 年 月 日      | 平成26年8月1日設定 (令和 年 月 日最終変更)  |